# 定期賃貸住宅標準契約書

## 頭書

(1)賃貸借の目的

	名称						
建 物 の	所在地						
名 称		共同建		木	造	工事完	了年
· 所 在	建て方	長屋建	構造	非; (	木造	<b>~</b> 上 扫 摆 <i>K</i>	年
地 等	た た カー	一戸建		(	階建	大規模修	
		その他	戸数		戸	実	施
	住戸番号	号室	間取り	(	) LDK • D	K・K/ワンル	/ーム/
	面積	•	m²	(それ)	以外に、バル	コニー	m²)
		トイレ	専	用(水	(洗・非水洗)	・共用(水洗	• 非水洗)
		浴室	有	• 無	冷暖房設備		有・無
		シャワー	有	• 無	備え付け照	明設備	有・無
		洗面台	有	•無	オートロッ	ク	有・無
住		洗濯機置場	有	• 無	地デジ対応	· CATV 対応	有・無
戸		給湯設備	有	•無	インターネ	ット対応	有・無
部	設	ガス・電気コンロ・IH	調理器 有	•無	メールボッ	クス	有・無
分	備	宅配ボックス	有	• 無			
	等	鍵	有	• 無			
		(鍵 No.			· 本)		
		使用可能電気容量	(	)	)アンペア		
		ガス	有(都市方	ヺス・	プロパンガス	)・無	
		上水道	水道本管	水道本管より直結・受水槽・井戸水			
		下水道 有(公共下水道・浄化槽)・無					

住		駐車場	含む・含まない	台分(位置番号: )
戸	1.7	自転車置場	含む・含まない	台分(位置番号: )
部	附属施設	バイク置場	含む・含まない	台分(位置番号: )_
分 (続	附儿	物置	含む・含まない	
(続き)		専用庭	含む・含まない	

## (2) 契約期間

始 期	年	月		日 7	)		年	月間
終期	年	月		日	まで		•	74 114
(契約約	冬了の通知をすべき期間		年	月	日から	年	月	日まで)

### (3) 賃料等

賃	料・共益費	支払期限		支払方法
賃料	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで		振込先金融機関名:
共益費	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで	振口振又持込座替は参	SWIFT:
敷 金	賃料 ヶ月村	当分		円
附属施設	受使用料			
そ 0	つ 他			

### (4) 貸主及び管理業者

	住所 〒		
貸 主 (社名・代表者)	社名	電話番号	
	代表者		
	所在地 〒		
管理業者	社名	電話番号	
(社名・代表者)	代表者		
	賃貸住宅管理業者登録番号 国	国土交通大臣 ( ) 第	号

\*貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒	
	社名	電話番号
	氏名	

### (5) 借主及び同居人

	借	主			同 居 /	人	
	(氏名)			(氏名)		(年齢)	歳
氏名	(年齢)	局	支	(氏名)		(年齢)	歳
<b>八</b> 名	(電話番号)		(氏名)		(年齢)	歳	
						合計	人
緊急時	の連絡先	住所 〒					
		氏名		電話番号	f	昔主との関係	

## (6) 家賃債務保証業者の提供する保証

	所在地 〒		
家賃債務保証業者 の提供する保証	商号(名称)	電話番号	
	家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣( )第	뭉

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する 賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法(以下 「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結 した。

(契約期間)

- 第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。
- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6月を経過した日に賃貸借は終了する。

(使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

- 第4条 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
  - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
  - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

- 第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。
- 2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1か月に満たない期間の共益費は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(敷金)

- 第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)に記載する敷金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、甲は、当該債務の額を敷金から差し引いた額を返還するものとする。
- 4 前項ただし書の場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければ ならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反 社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借 権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を 譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第 2 に掲げる行 為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の 修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担 し、その他のものは甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を 拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、甲にその旨を通知し修繕の必要に ついて協議するものとする。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、 甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕を行うことができる。この場合 の修繕に要する費用については、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、別表第4に掲げる修繕について、第1項に基づき甲に修繕を請求するほか、自ら行 うことができる。乙が自ら修繕を行う場合においては、修繕に要する費用は乙が負担するも のとし、甲への通知及び甲の承諾を要しない。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義 務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約 を解除することができる。
  - 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
  - 二 第 5 条第 2 項に規定する共益費支払義務
  - 三 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の 履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により 本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することが できる。
  - 一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
  - 二 第8条各項に規定する義務(同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第六号から第 八号に掲げる行為に係るものを除く。)
  - 三 その他本契約書に規定する乙の義務

- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告 も要せずして、本契約を解除することができる。
  - 一 第7条第1項各号の確約に反する事実が判明した場合
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第六号から第八号に 掲げる行為を行った場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 (乙からの解約)
- 第 11 条 乙は、甲に対して少なくとも 1 月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約 することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から1月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分 のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除すること ができる。

(契約の終了)

第13条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第14条 乙は、本契約が終了する日(甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書に規定する通知をした日から6月を経過した日)までに(第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。 (明渡し時の原状回復)
- 第 15 条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を 原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じた ものについては、原状回復を要しない。
- 2 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、 別表第5の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。 (立入り)
- 第 16 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があると きは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはで きない。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

第 17 条 家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に当

該保証を利用するために必要な手続を取らなければならない。 (再契約)

- 第18条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合は、第14条の規<del>既</del>定は適用しない。この場合において、本契約における 原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、 敷金の返還については、明渡しがあったものとして第6条第3項に規定するところによる。 (協議)
- 第 19 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が 生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとす る。

(特約条項)

第20条 第19条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

		a.
	用·	印
	1 •	1  *
	<b>→</b>	rn
	甲: 乙:	印
		•
1		

#### 別表第1 (第8条第3項関係)

- 一 銃砲、刀剣類又は爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- 三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- 四 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- 六 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- 七 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すこと により、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- 八 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

#### 別表第2 (第8条第4項関係)

- 一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- 二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- 三 鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、 猫等の動物 (別表第1第五号に掲げる動物を除く。) を飼育すること。

#### 別表第3(第8条第5項関係)

- 一 頭書(5)に記載する同居人に新たな同居人を追加(出生を除く。)すること。
- 二 1か月以上継続して本物件を留守にすること。

#### 別表第4 (第9条第5項関係)

ヒューズの取替え	
蛇口のパッキン、コマの取替え	
風呂場等のゴム栓、鎖の取替え	
電球、蛍光灯の取替え	
その他費用が軽微な修繕	

#### 別表第5 (第15条関係)

#### 【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- ・ 借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、借主が負担すべき費用となる。なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の居住者など借主と無関係な第三者がもたらした損耗等については、借主が負担すべきものではない。
- ・ 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化)及び借主の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)については、貸主が負担すべき費用となる

#### ものとします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」において定められた別表 1 及び別表 2 のとおりですが、その概要は、下記 1 のとおりです。

#### I 本物件の原状回復条件

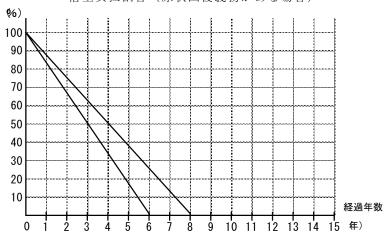
(ただし、民法第90条並びに消費者契約法第8条、第8条の2、第9条及び第10条に反しない内容に関して、下記Ⅱの「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。)

#### 1 貸主・借主の修繕分担表

借主の負担となるもの
/グ・カーペットなど)】
1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシ
ミ、カビ (こぼした後の手入れ不足等の場合)
2. 冷蔵庫下のサビ跡(サビを放置し、床に汚損等の
損害を与えた場合)
3. 引越作業等で生じた引っかきキズ
4. フローリングの色落ち(借主の不注意で雨が吹き
込んだことなどによるもの)
(クロスなど)】
1. 借主が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ
(使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している
場合)
2. 借主が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ
(貸主に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れ
を怠り、壁等を腐食させた場合)
3. クーラーから水漏れし、借主が放置したため壁が
腐食
4. タバコ等のヤニ、臭い(喫煙等によりクロス等が
変色したり、臭いが付着している場合)
5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴(重量物をかけるためにあ
けたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のも
6. 借主が天井に直接つけた照明器具の跡
7. 落書き等の故意による毀損
襖、柱等】
1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い (ペットによ
る柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着して
いる場合)
2. 落書き等の故意による毀損
1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす(借
主が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合)
掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合)
3. 日常の不適切な手入れ又は用法違反による設備の
野損
4. 鍵の紛失又は破損による取替え
5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

2	借主の	の負担単位		
	負担 内容		借主の負担単位	経過年数等の考慮
	毀	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分 (裏返しか表替えかは、毀損の程度によ る)	(畳表) 経過年数は考慮しない。
末	損部分	カーペット クッションフ ロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割 合を算定する。
	Nの i 相 修	フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(フローリング) 補修は経過年数を考慮しない。 (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)
壁・天井	毀損如	壁 (クロス)	㎡単位が望ましいが、借主が毀損した箇 所を含む一面分までは張替え費用を借 主負担としてもやむをえないとする。	・ (壁〔クロス〕)
井(クロス)	の補	タバコ等の ヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニング又は張替え費用を借主負担とすることが妥当と考えられる。	6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
建具	の補修	襖	1 枚単位	(襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
· 注	部分	柱	1 本 <del>枚</del> 単位	(襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。
設備	制備の	設備機器	補修部分、交換相当費用	(設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となる ような直線(又は曲線)を想定し、負担割 合を算定する。
・ そ	返鍵却の	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含 む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
か也	清通常 ※ の	クリーニング ※通常の清掃や 退去時の清掃を 怠った場合のみ	部位ごと、又は住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位又は、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と借主負担割合 (耐用年数6年及び8年、定額法の場合) 借主負担割合 (原状回復義務がある場合)



3	(物件に応じて、空欄に「対象箇所」、「単位」、「単価(円)」を記入して使用してください。)							
			対象箇所		単位	単価 (円)	-	
	床							
	天井・壁 建具・柱							
	設備・その他	共通						
		玄関・廊下						
		台所・キッチン						
		浴室・洗面所・トイレ						
	その他							
原状 借主の 及び第	<b>※</b> <b>例外</b> が回り かり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり	ものです。 従って、退去時において て、借主・貸主双方で協 と しての特約 [に関する費用の一般原 !とすることに合意しま 条に反しない内容に限	は、資材の価格や在原 議した施工単価で原料 原則は上記のとおり では、民法が では、民法が では、民法が では、民法が	こおける借主・貸主双方で 車状況の変動、毀損の程度 状回復工事を実施すること ですが、借主は、例外 第90条並びに消費者契 特別に借主が負担するこ	<b>E や原状回復ととなります</b> と <b>と</b> して、下 として、下	施工方法等を考慮 。 「記の費用につい」 条、第8条の2、第	し ては	
(11 1/1	71.11°	一个人的复数形式压力		NWICH IN ALL 1 SC		ш 。 /		
	-		甲:	印				

## 記名押印欄

	E(甲)と借主(乙)は、 Eするため、本契約書2通			
	年   月	日		
貸主 (甲)	住所 〒			
	氏名			印
	電話番号			
借主 (乙)	住所 〒			
	氏名			印
	電話番号			
媒介	免許証番号〔  〕	知事・国土交通大臣	第 第	号
業者				
代理	事務所所在地			
	商号(名称)			
	代表者氏名		印	
	宅地建物取引士	登録番号〔	〕知事第	号
		氏名		印